

議案第52号

南あわじ市道の駅うずしお条例の一部を改正する条例制定について

南あわじ市道の駅うずしお条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和6年5月31日提出

南あわじ市長 守本 憲弘

南あわじ市条例第 号

南あわじ市道の駅うずしお条例の一部を改正する条例

南あわじ市道の駅うずしお条例（令和5年南あわじ市条例第30号）の一部を次のように改正する。

附則第1項中「1年」を「2年」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

南あわじ市道の駅うずしお条例新旧対照表

現 行	改 正 案	備 考
<p>附 則 (施行期日)</p> <p>1 この条例は、公布の日から起算して<u>1年</u>を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。</p> <p>2 略</p> <p>別表 略</p>	<p>附 則 (施行期日)</p> <p>1 この条例は、公布の日から起算して<u>2年</u>を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。</p> <p>2 略</p> <p>別表 略</p>	

